

前 金	部分払い
(有) 無	0 回

令和4年度水施第5号

夢が丘ポンプ場送水ポンプ更新工事

設 計 書

津市上下水道事業局
水道施設課

令和 4 年度 水施 第5号	工 事 設 計 書		
		局 長	
		局 次 長	
工 事 名	夢が丘ポンプ場送水ポンプ更新工事	課 長	
		検 算 者	
施 工 場 所	津市 夢が丘一丁目 地内	調 整 ・ 担 当 主	
設 計 金 額	¥ (内消費税等相当額) — 円)	担 当 主 幹	
		担 当 副 主 幹	
工 期	令和5年2月15日限り	主 担 査 当	
工 事 の 大 要		設 計 者	

ポンプ設備更新

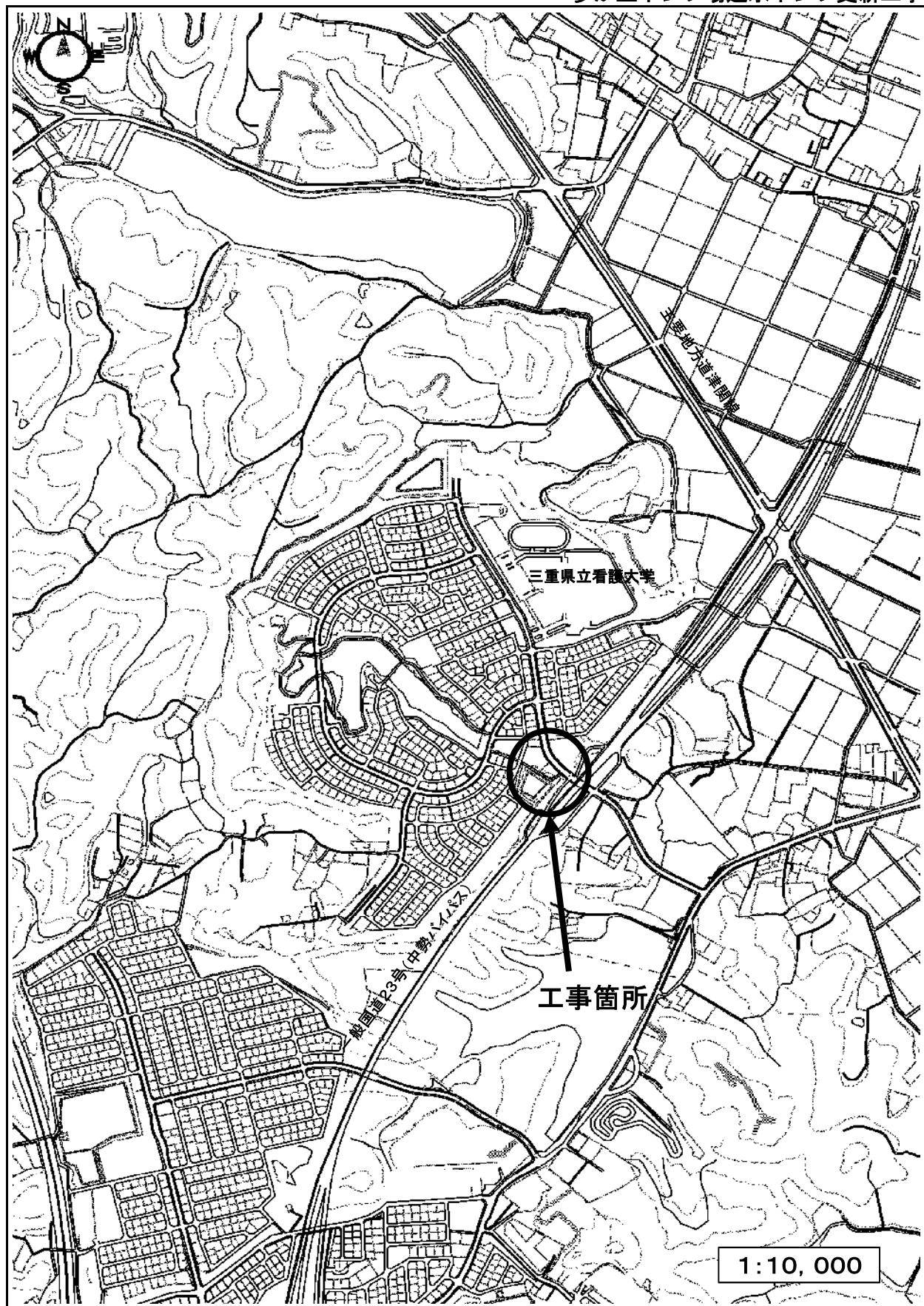
一 式

多段渦巻ポンプ(Φ125×1. 97m³/min×48m×30kW)

3 台

位 置 図

令和4年度水施第5号
夢が丘ポンプ場送水ポンプ更新工事



内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—		明細表第 1 号のとおり
		直接工事費		1	式	—	—	
			材料費	1	式	—		明細表第 2 号のとおり
			労務費	1	式	—		明細表第 3 号のとおり
			直接経費	1	式	—		
			仮設費	1	式	—		
		計 (直接工事費)						
		間接工事費		1	式	—	—	
			共通仮設費	1	式	—		
			現場管理費	1	式	—		
			据付間接費	1	式	—		
		計 (間接工事費)						
	計 (据付工事原価)							
	計 (工事原価)							
	一般管理費等			1	式	—		
	現場発生品控除			1	式	—	▲	明細表第 4 号のとおり

內訛表

明 細 表

第 1 号

明 細 表

第 2 号

明 細 表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単 位	単 價	金 額	摘 要
労務費				1	式	—	—	
	一般労務費			1	式	—	—	
	普通作業員				人			
	設備機械工				人			
	配管工				人			
	電気通信技術者				人			
	小計 (一般労務費)							
	機械設備据付労務費			1	式	—	—	
	機械設備据付工				人			
	小計 (機械設備据付労務費)							
	計 (労務費)							

明 細 表

第 4 号

夢が丘ポンプ場送水ポンプ更新工事

仕様書

津市上下水道事業局 水道施設課

一 般 仕 様

1. 適用範囲

この仕様書は、津市上下水道事業局の発注する次の工事に適用する。

- 1) 工事名 夢が丘ポンプ場送水ポンプ更新工事
- 2) 工事場所 津市 夢が丘一丁目 地内

2. 仕様書の優先順位

仕様書の優先順位は次のとおりとする。なお、本仕様書並びに他の設計図書に記載のない事項については、発注者の監督員の指示による。

- 1) 本仕様書
- 2) その他公的仕様書

3. 関係法令等の遵守

- 1) 受注者は、建設工事請負契約書、建設業法、騒音規正法、労働基準法等その他の関係法令並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。
- 2) 工事中、受注者の不注意またはそれに類する原因により、作業員が負傷した場合、その責任は受注者が負うものとする。

4. 適用法令

- 1) 建設業法
- 2) 水道法
- 3) 消防法
- 4) 計量法
- 5) 労働基準法
- 6) 労働安全衛生法
- 7) 建築基準法
- 8) 三重県公共工事共通仕様書
- 9) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- 10) 電気事業法
- 11) 電気用品安全法
- 12) 内線規程
- 13) 日本電気協会内線規定
- 14) 電気規格調査会規格 (JEC)
- 15) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- 16) 日本電線工業会標準規格 (JCS)
- 17) 日本電池工業会規格 (SBA)

- 18) 日本照明工業会規格 (JLMA)
- 19) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 20) 日本工業規格 (JIS)
- 21) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書 (JWWA)
- 22) 上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部）による。
- 23) その他関係法令、条例、規格等

5. 打ち合わせ

本工事等の受注契約締結後、すみやかに受注者は、発注者の監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

6. 承諾図書

受注者は、すみやかに機器の製作及び工事の施工に必要な図面等を作成し、発注者の監督員の承諾を受け、その後に着手すること。

7. 写真管理

1) 写真の分類

(1) 工事完成写真帳

工事の主要部について、同位置から施工前・施工中・完成の3種類を撮影し、A4縦用紙に、上(施工前)・中(施工中)・下(完成)の順に配する。

(2) 工事施工写真

- ① 機器製作写真
- ② 現場施工写真
- ③ 材料検収写真
- ④ 品質管理写真
- ⑤ 出来形管理写真

(3) 工場検査写真

(4) 安全管理写真

2) 写真の撮影基準

(1) 提出写真はカラーのサービスサイズとし、不可視になる部分は特に注意して撮影すること。
また、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づいて行うものとする。

(2) 写真には、下記の項目を記載した小黒板を被写体とともに写し込むこと。

- ① 工事名

- ② 発注者名（津市上下水道事業管理者）
- ③ 施工部名
- ④ 施工内容（工種・機材名、寸法、使用機械の能力等）
- ⑤ 受注者名

8. 提出書類

下記の書類を提出するものとする。書類サイズはA4とする。

1) 工事着手時に提出するもの（契約日から7日以内）

- | | |
|--|----|
| (1) 工事着手届 | 1部 |
| (2) 工程表 | 1部 |
| (3) 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届 | 1部 |
| (4) 工事カルテ登録内容確認書（500万円以上） | 1部 |
| (5) 環境管理に係る配慮事項確認書（750万円以上） | 1部 |
| (6) 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づく計画書、実施書等（必要な場合） | 1部 |
| (7) 建設業退職金共済掛金収納書 | 1部 |

2) 工期内の適時に提出するもの

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 打ち合わせ議事録（工事打合簿） | 2部 |
| (2) 施工計画書 | 2部 |
| (3) 施工体制台帳の写し（必要な場合） | 2部 |
| (4) 部分下請負通知書（必要な場合） | 2部 |
| (5) 承諾図書 | 2部 |
| (6) 段階確認書（隨時） | 2部 |
| (7) 機材確認調書（材料確認調書） | 2部 |
| (8) 使用材料調書 | 2部 |
| (9) 工事履行状況報告書（翌月4日以内）（必要な場合） | 2部 |
| (10) 諸官庁届出書 | 必要部数 |
| (11) 工事検査要求書（必要な場合） | 2部 |
| (12) 社内検査成績表 | 2部 |
| (13) 安全教育・研修・訓練報告書 | 2部 |
| (14) 危険予知活動記録書 | 2部 |
| (15) その他必要な書類 | 必要部数 |

3) 竣工時に提出するもの

- | | |
|------------------|----|
| (1) 完成報告書 | 2部 |
| (2) 施工監理記録 | 1部 |
| (3) 工事写真帳（電子媒体共） | 1部 |

(4) 工事完成写真帳	2部
(5) 完成図書 製本(金文字・黒表紙)	2部
電子データー	1部
(6) その他必要な書類	必要部数

9. 軽微な変更

軽微な変更については、発注者の監督員の指示によるものとする。

本仕様書及び図面に記載していないものでも、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

10. 機器等の保管

工事完了までの機器等の保管・保護は受注者の責任とする。なお、保管場所については、発注者の監督員の指示によること。

11. 既設工作物の損傷

工事の施工において、既設の建築物・その他に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧すること。

12. 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において、仕様書に明示する建設機械は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書(三重県公共工事共通仕様書 1-1-5施工計画書 (4) 指定機械) の中で、(1) 機種、(2) メーカー名、(3) 型式、(4) 台数等を記載するものとする。なお、排出ガス対策型機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種については、この限りではない。

13. 現場の管理

受注者は現地工事開始とともに現場代理人及び主任技術者(監理技術者が必要な場合は監理技術者)を現地に常駐させ、工事の進捗と安全管理、火災、盗難、その他の事故防止に十分な注意を払い、労働災害の防止に努めるものとする。月に延べ4時間以上の安全講習を実施すること。また、常に整理・清掃を実施し、工事完了に際しては、工事場所の清掃を実施するものとする。

14. 衛生管理

- 工事箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、油脂や薬剤等飲料水に不適なものは取扱に注意すること。なお、池内及びその上部では油脂類は使用しないこと。周囲で使用する場合は内部に流入しないように十分注意すること。

- 2) 作業従事者は、水道法第21条による健康診断(検便)を受け、その診断結果を提出し、承諾を得て従事すること。(検査病原体:赤痢菌・チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ菌・O157)

15. 試験及び検査

- 1) 工場検査の試験事項は、立会日の10日以前に書類により提出すること。また、公的機関やこれに準ずる機関の証明書等によって成績が確認できる場合は、発注者の監督員の指示により省略することができる。
- 2) 工場検査の結果は、写真等を添付し、迅速に書類にて発注者の監督員に報告すること。
- 3) 試験検査に必要な計器等は、受注者で準備するものとする。

16. 竣工

1) 施設等の引き渡し

本工事で施工した設備、機器、施設等の引き渡しは、関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

2) 技術指導

完成施設等の使用に先立ち、各機器の操作技術について講習会等を実施し、必要な資料を提出すること。

3) 保証

保証期間は、完成検査合格後(引き渡しの日より)2年間とし、その間に受注者の責任に帰する不良個所が発生した場合は、早急に無償で手直しし、または、新品に取替えるものとする。

保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

4) 予備品

施設等の維持に必要な予備品を必要量つけること。

17. その他

別紙、特記仕様書(共通)参照。

夢が丘ポンプ場送水ポンプ更新工事

特　記　仕　様　書

第1章 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、夢が丘ポンプ場の送水ポンプ全3台の更新工事に適用する。

2. 設備工事概要

本設備工事は、夢が丘ポンプ場において1号、2号及び3号の送水ポンプ本体、逆止弁、及び送水管の更新、電気配線工事及び試運転調整を下記のとおり行うものである。

- (1) 既設ポンプ等の撤去・処分（1台ずつの更新とする）
- (2) 新規ポンプ等の製作・据付
- (3) 上記ポンプの工場検査
- (4) 電気配線工事
- (5) 上記試運転・調整
- (6) その他必要な事項

3. 適用規格

本工事の施工に際して下記の諸規格によるが、法令や指針等で定められた事項に関しては本仕様書に優先して遵守するものとする。

- (1) 日本工業規格（J I S）
- (2) 日本水道協会水道施設設計指針
- (3) 電気規格調査会標準規格（J E C）
- (4) 日本電機工業会標準資料（J E M）

4. 設計・製作

本仕様書及び図面に明記されている機器仕様を参考にして請負者は、自ら現地調査を行い、改めて各機器の詳細設計を行い、機器仕様の決定は水道事業局監督員の承認を得ること。

5. 荷造り及び運搬

- (1) 各機器は官立会検査を行った後、荷痛みの無い様十分な、荷造りを行い、現地へ搬入する。（運搬費は機器費に含む）
- (2) 搬入に際して各機器に損傷の無い様特に注意を払い、運搬中に不測の事故が生じた場合はすべて請負者の負担とする。
- (3) 据え付け完了の暁には速やかに監督員の検査を受け配水運転をさせること。

6. 試験・検査

各機器は製作工場にて組み立て完了後適用規格に準拠して各種試験及び検査を行うものとする。

7. 疑義

- (1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

8. その他

- (1) 別紙、特記仕様書（施工条件明示一覧表）参照。
- (2) 当該仕様書、設計図書に明記されていない事項であっても、当然必要とされるものについては、全て受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置使用する場合は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (4) 設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品等については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 機器仕様書

(1) 送水ポンプ (参考:既設ポンプ 荘原製作所製 125MSN2630B)

用 途 : 上水道設備用の送水ポンプ

台 数 : 3台 (1号機、2号機及び3号機)

取扱液 : 清水

ポンプ口径 : $\phi 125\text{mm}$

型 式 : ナイロンコーティング製多段渦巻ポンプ (2段)
フライホイルカップリング付

吐出量 : $1.97\text{m}^3/\text{min}$

全揚程 : 48.0m

回転数 : 1800min^{-1}

材 質 : ケーシング FC200 相当

: 主軸 SUS403 相当

: 羽根車 CAC406 相当

: 軸スリーブ CAC406 相当

構 造 : ケーシング 輪切り形式

: 羽根車 クローズド

: 軸封 グランドパッキン

: 軸受 ブッシュ

電動機型式 : 全閉外扇形

極数 : 4極

相・電圧 : 3相 $60\text{Hz} \times 200\text{V} \times 30\text{kW}$

始動方式 : スターデルタ方式

付属品 (1台当たり)

: 共通ベース (基礎ボルト付) × 1組

: 隔膜式グリセリン入り圧力計 (バルブ等含む)

$\phi 75$ レンジ $0 \sim 1\text{Ma}$ × 1組

: フライホイルカップリング(参考 $GD^2 = 12.5\text{kg} \cdot \text{m}^2$)

: フライホイルカップリングガード × 1組

: その他必要なもの

(2) 逆止弁

用 途 : 逆流防止及び流水確認の為

台 数 : 3台 (1号機、2号機及び3号機用)

型式：スモレンスキ式
口径：φ125mm
面間：255mm
材質：本体FC200 要部CAC406 相当
フランジ：JIS10K・RF
塗装：ナイロンコーティング

(3) 送水管

球型フレキシブルジョイント（両側パッキン）
10K×125A 合成ゴム SUS 6個
面間：157mm (137~167mm)

(4) 全面パッキン（オリフィス部2枚×3）

125A 10K 6枚
※ボルト・ナットは既設流用とする。

(5) 漏電遮断器

250A 3相 200V 警報接点付 3個
※トップランナーモータによる変更。

※その他、異種金属による接合部については、電触に対する予防措置をとること。

特記仕様書（共通編）

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事などによるものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
	官公庁への手続き等	<p><input type="checkbox"/> 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。</p>
用 地 ・ 補 償 関 係	事業損失	<p><input checked="" type="checkbox"/> 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋調査については、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、調査に従事するもの（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士に定める資格を有するものであるものとする。ただし、監督員がこれと同等の知識及び能力を有するものと認めたものについては、これをもって足りる。身分証明書の交付については身分証明書交付後家屋調査にかかるものとする。</p>
	民地の保全	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは市民の境界を示すもの（杭、鉢、ブレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者により境界杭等が破損、亡失した場合は、受注者の責任において工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</p>
	安全対策	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工箇所が通学路では、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 周辺の交通状況を考慮して、資機材の搬出入等は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事施工時は地山掘削・床掘等の際に既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> また、施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮っておくなど適切な処置を講じるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工種（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工種（ ）について、事前に（ 警察署）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分な取り付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。</p>
	交通安全管理	<p><input checked="" type="checkbox"/> 工事の施工工事、工事車両の出入口及び交差点道路に対し、一般交通の安全誘導が必要な箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとし、設計図書に基づき事前に監督員と協議を行うものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員は、「三重県公共工事共通仕様書「I-1-1-33交通安全安全管理」」に基づき配置するものとする。交通誘導警備員のうち1人有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通説明員）または、有資格者の配置ができない場合は監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。</p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合は、印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<p>現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬に際しては産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 廃棄物處理及清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。</p>
資料作成	提出書類	<p>三重県公工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に関する書類については、監督員が指示した場合、提示又は提出するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数：2部　用紙サイズ：A4）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>なお、提出の際は使用材料一覧表で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>
	部分下請負通知書	<p>受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。な</p> <p>ど、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写し等を添付するものとする。</p>
支払事項に関する事項		<p>請負代金の額が130万円以内で、かつ当該支払の範囲内で前払いするものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 金額の10分の4以内で、かつ当該支払の範囲内で前払いするものとする。</p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などにて明示する。
変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）										
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、三重県公共工事共通仕様書「I-1-1-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p>＜名札の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">主任・監理技術者</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名</td> <td>○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td>○○○○工事</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>自○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>会社</td> <td>○○建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">写真 2cm×3cm 程度</p> </div> </div>	氏名	○○ ○○	工事名	○○○○工事	工期	自○○年○○月○○日	会社	○○建設株式会社	印	
氏名	○○ ○○											
工事名	○○○○工事											
工期	自○○年○○月○○日											
会社	○○建設株式会社											
印												
		<p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。</p> <p>注2) 所属会社の社印とする。</p>										
部分使用		<p><input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ <input type="checkbox"/> 部分使用時期（ <input type="checkbox"/> 部分使用目的（ ） ） ）</p>										
部分引渡し		<p><input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ ） ）</p>										
巡回		<p><input checked="" type="checkbox"/> 当工事(修繕)は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場バトロールを行うことがある。</p>										
その他		<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>										

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などあるので明示する。
変更が生じた場合は、工事にない制約等が発生したときは、备注欄と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年3月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり <input type="checkbox"/> 別途工事名： <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 工期 <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ） 	<input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 施工時期及び施工時間（ ） <input type="checkbox"/> 制限する工種名（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続きが完了後、（ 年 月 日）までに変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） <input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 勘定年 <input type="checkbox"/> 月頃 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（ L = km ） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防上に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ） 	<input type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 施工時期（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 别途協議（ ） <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 别途協議（ ） <input type="checkbox"/> 别途協議（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり 	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input type="checkbox"/> 概算人頭による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 <p>概算延べ人数：交通誘導警備員 A : 人 B : 人 (注：交通誘導警備員 A が配置できない場合も変更の対象とすること。なお、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配付人員を協議すること。工事着手後、計画を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配付人員を協議すること。工事着手後、計画を作成し、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、現場条件等により県の標準作業量等と差がある場合、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人頭の確認方法についても合わせて協議を行うこと。)</p> ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、計画を変更する必要が生じた場合は、近接家屋の事前・事後調査等により県の標準作業量等を用いて協議すること。また、実績人頭の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人頭が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 <input type="checkbox"/> 配置人員数（ 人 ）（うち交通誘導警備員 A（ 人 ）） (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員 A が配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間（ ） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間（ ） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則） <input type="checkbox"/> 事故連報の提出 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	<p><input type="checkbox"/>既存施設あり ・近接公共施設（ <input type="checkbox"/>鉄道 <input type="checkbox"/>電気 <input type="checkbox"/>水道 <input type="checkbox"/>ガス <input type="checkbox"/>その他（ ） ） ・近接施設（ <input type="checkbox"/>擁壁（ <input type="checkbox"/>プロック塀 <input type="checkbox"/>家屋 <input type="checkbox"/>その他（ ） ） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/>工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）</p> <p><input type="checkbox"/>安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>その他（ ） <input type="checkbox"/>別途協議（ ） <input type="checkbox"/>保安要員の配置（ <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>その他（ ） <input type="checkbox"/>別途協議（ ） <input checked="" type="checkbox"/>受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/>設計図書を受けられた施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他（ ） 	<p><input type="checkbox"/>経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>その他（ ） <input type="checkbox"/>別途協議（ ） <input type="checkbox"/>使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>その他（ ） <input type="checkbox"/>別途協議（ ） <input type="checkbox"/>用地及び構造（ <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>その他（ ） <input type="checkbox"/>別途協議（ ） <input type="checkbox"/>安全施設（ <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>その他（ ） <input type="checkbox"/>別途協議（ ） <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p><input type="checkbox"/>使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>回 <input type="checkbox"/>その他（ ） <input type="checkbox"/>別途協議（ ） <input type="checkbox"/>転用あり（ ） <input type="checkbox"/>兼用あり（ ） <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
仮設構関係	<input type="checkbox"/> 仮設設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工） <input type="checkbox"/> その他（ ） 	<p><input type="checkbox"/>施工条件の指定なし <input type="checkbox"/>施工条件の指定あり</p> <p>① 水替工（締切排水工）の水替日数： 日 概算延べ水替日数：</p> <p>② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 と。工事着手後、計画を変更する方が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。 ど。受注者は、工事着手後、計画を変更する方が生じた場合は、随時、協議を行って協議すること。 と。工事着手後、計画を変更する方が生じた場合は、随時、協議を行って協議すること。 と。工事着手後、計画を変更する方が生じた場合は、随時、協議を行って協議すること。</p> <p>③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ） <input type="checkbox"/>別添図等（ ） <input type="checkbox"/>その他（ ） <input type="checkbox"/>別途協議（ ） <input type="checkbox"/>構造及び設計条件（ ） <input type="checkbox"/>施工方法（ ） <input type="checkbox"/>施工方法（ ） <input type="checkbox"/>その他（ ） <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示するときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
明示事項には、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり <input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別途画面 <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離 L = km、 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ））	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <p>【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】</p>
	<input type="checkbox"/> 处分場の受入条件（ ）	
	<input type="checkbox"/> 裝切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切斷機械等により回収するものとする。 「適正に処理」するとは、「産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。 「適正に処理」するためには、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のため必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、 収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 曜 日 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ <input type="checkbox"/> 削孔数量（ <input type="checkbox"/> 工法関係（ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 工法区分（ <input type="checkbox"/> 注入量（ <input type="checkbox"/> 材料関係（ <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Aスコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシュヤーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> 認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生コングリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 <input type="checkbox"/> 認定製品の品名：□ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッシュョン材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> ダーテーシング <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 認定製品の品名：□ 間伐材製工事用ハリケード・看板・標示板 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制終を受けることとなるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

施工条件明示一覧表

明示項目	明示事項	条件	件及び内容
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所() <input type="checkbox"/> 品名() <input type="checkbox"/> 数量()	期間() その他()
	<input type="checkbox"/> 現場発生品あり	<input type="checkbox"/> 保管場所() <input type="checkbox"/> 引渡場所()	その他()
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名() <input type="checkbox"/> 数量()	その他()
	<input type="checkbox"/> 監土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 時期(令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議	口その他() 口別途協議
	<input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事	<input type="checkbox"/> 運搬方法() <input type="checkbox"/> 引渡場所() <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 運搬距離(1.1 km)	口その他() 口別途協議
	<input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容(率分)()	<input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容(率分)()	口その他()
	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容(種上)() <input type="checkbox"/> その他()	口その他()
適用条件	<input type="checkbox"/> 適用条件	<p>三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む）（最新改定：令和3年7月1日）</p> <p>□ 三重県公共工事共通仕様書（令和2年1-1-2 第22項中「電子メールなどの署名または押印が必要な手段により」とあるのは「電子メールなどによる工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票についても有効とする。」とあるのは「書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指⽰、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものと有効とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>□ 「土木構造物設計マニュアル（案）」を適用</p> <p>□ 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。</p> <p>□ 支援技術者</p> <p>1. 本工事は現場における現場技術業務を【例示一】（公財）三重県建設技術センターに委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その場合は、説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に關し説明を求める場合は、監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。</p> <p>2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があつたものとみなす。</p> <p>3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。</p> <p>4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。支援技術者：</p> <p>□ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は、予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。</p> <p>□ デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は、予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報を電子化に係る特記仕様書（三重県）に準拠すること</p> <p>□ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること</p> <p>□ その他()</p>	

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 （第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)）	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ※これ以外は、一般監督とする。 ）
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input checked="" type="checkbox"/> （1）部）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和3年7月改訂）を適用
地質調査の 電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財團法人大阪地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） <input type="checkbox"/> 検定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input checked="" type="checkbox"/> B検定） (注：受注後、これにより離い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されないため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。 <input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して請求することとはできない。
コリンズ 作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 <input type="checkbox"/> 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
特例監理技術者 の設置	<input type="checkbox"/> 特例監理技術者（特例監理技術者）の配置	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第2条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行いう場合は、追加特記仕様書「特例監理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
配慮依頼事項	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約においては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。
津市公契約条例	<input type="checkbox"/> 津市公契約条例に関する特記	<input checked="" type="checkbox"/> 資材、原材料等の調達が必要なと判断する場合は、市内本店事業者がから購入されること。 <input checked="" type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れ <input checked="" type="checkbox"/> 使用人等において市民の活用 <input checked="" type="checkbox"/> 業務従事者等の雇用人が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するとき、又は資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他の本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容	
津市公契約条例	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 津市公契約条例（以下「条例」とい。）第6条の規定により、下記事項について異議はありません。また、誓約内容に違反があつた場合は、契約の解除及び連絡金の返却等の処置を講じることとする。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条における関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</p> <p>2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」とい。）へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p> <p>適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてではなく、社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者は、建設業者を下請負人としているか、どうかを確認すること。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費の負担</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記</p>	
汚染環境の確保に係る誓約事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 津市公契約条例（以下「条例」とい。）第6条の規定により、下記事項について異議はありません。また、誓約内容に違反があつた場合は、契約の解除及び連絡金の返却等の処置を講じることとする。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条における関係法令（次項において単に「関係法令」とい。）を遵守すること。</p> <p>2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」とい。）へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p> <p>適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてではなく、社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者は、建設業者を下請負人としているか、どうかを確認すること。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費を明記した標準見積書の活用</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記</p>	
法定福利費の負担	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費を明記した標準見積書の活用</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」とい。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1. 受注者の義務</p> <p>(1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」とい。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者が資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力をすること。</p> <p>(5) 捜査上必要な協力を行つたときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</p> <p>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となつたときは、発注者に契約金の延長を請求することができる。</p> <p>2. 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>(1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 契約等の解除</p> <p>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費を明記した標準見積書の活用</p>
暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	<p><input checked="" type="checkbox"/> 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記</p>		

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	特記
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する 特記	<p><input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記</p> <p>1 工事の円滑な施工確保を図る觀点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘査し、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」といいう。）が同時に重なる場合は、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等の多くが本市と契約中の全ての工事において、一時中止の措置を行なう場合がある。即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要のかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。</p> <p>3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。</p> <p>5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行なう場合がある。</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるとときは、津市工事請負契約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるとときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象となるものとします。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記</p> <p>1 工事の円滑な施工確保を図る觀点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘査し、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」といいう。）が同時に重なる場合は、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等の多くが本市と契約中の全ての工事において、一時中止の措置を行なう場合がある。即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要のかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。</p> <p>3 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の開連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。</p> <p>4 受注者は三重県公共工事共通様書「1－1－3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。</p> <p>5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。</p>
ワンデーレスポンスの実施	□ ワンデーレスポンスの実施	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示するときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
明示事項には、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度に係る事務手續きについては下記のとおりとする。 ① 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。 ② 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、譲達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金がインターネットを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請用台紙（電子申請方式）にて、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。 ③ 共済証紙購入額 共済証紙購入額は、用田台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定へ人數や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1.7以上を目途すること。	 ④ 共済証紙等の管理 購入した共済証紙「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。
津市工事請負の地元調整	<input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書 1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」とび特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるようになり、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。	 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事請負に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示するときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件条文及び内容
	(3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。	<p>4. 工事説明の進め方</p> <p>(1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工計画書を作成するこことし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事にかかることを、地元代表者等に説明することとする。その上で工事施行による周知を行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者には、受注者等に説明することとする。</p> <p>(3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるたまごを作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。</p> <p>(4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者により周知し、協力を求めなるなど受注者及び発注者が地元代表者等で協議し、工事を進めるものとする。</p> <p>(5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明するものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。</p> <p>(6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。</p>
		<p>5. 不当要求行為等</p> <p>(1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部（局）の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同條第2項に規定する所長及び同條第5項第2号に規定する担当部次長等をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部（局）の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせらるものとする。</p> <p>(2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。</p> <p>(3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。</p>
その他	□その他	□その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示するときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。